

令和6年度北九州市食品衛生監視指導計画（案）に対する  
市民意見の概要及び市の考え方について

番号	意見の項目		意見の概要（意見提出者）	北九州市としての考え方	計画修正の有無
1	第三 監視指導の実施に関する事項	2 令和5年度の監視指導内容 (2)市内流通食品等の衛生対策事業 ①食品表示に関する啓発指導事業 【P8～9】	アレルギーの表示の欠落、期限の誤表示などや食品に対する不安などを問い合わせる食品窓口の設置を要望する。	表示も含め、食品に対する不安などの問い合わせは、常時保健所で受け付けております。保健所東部生活衛生課・西部生活衛生課までお問い合わせください。	—
2	その他		全般的に、大規模な食中毒が発生した時の横断的な体制をとっているのか。また、対応やシミュレーションなどを考えているのか。	大規模、広域的な食中毒が発生した際は、地方厚生局が開催する広域連携協議会において、厚生労働省及び他の自治体と情報共有、調査協力等を行います。 また、食中毒発生時の対応やシミュレーションについては、各種研修を通じて危機管理体制を確認し、対応能力の向上を図っています。 引き続き、関係各所と連携を図り、迅速な対応を行います。	—